各都道府県障害保健福祉主管部(局)御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

情報連携による世帯構成の確認方法について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。)第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)については、平成 29 年 7 月 18 日から試行運用を開始し、申請者等に従来の添付書類の提出を求めつつ、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行っているところであり、また、本格運用の開始期日を平成 29 年 11 月 13 日とする旨、11 月 6 日に周知させていただいたところです。

今般、総務省より、住民票関係情報の情報照会による世帯構成の確認方法について、 地方公共団体からの問い合わせが多いことから、関係制度所管部局を通じ、それぞれ の所管制度の実務を行う地方公共団体に対し、その確認方法について、改めて周知す るよう依頼がありました。

各都道府県におかれましては、添付の通知内容をご確認・ご理解いただいた上で、 住民票関係情報の情報照会が適切に行えるよう、管内市町村(特別区を含む)へ周知 していただくようお願いいたします。

以上